

議長／皆さんおはようございます。

前日に引き続き本日の会議を開きます。

日程に基づき議事を進めます。

日程第１．第 73 号議案 武雄市立小中学校施設使用条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 73 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第２．第 74 号議案 武雄市公民館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 74 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第３．第 75 号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 75 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第４．第 76 号議案 武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 76 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第５．第 77 号議案 武雄市山内農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 77 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 6．第 78 号議案 武雄市眉山キャンプ場設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 78 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 7．第 79 号議案 武雄市川古の大楠公園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 79 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 8．第 80 号議案 武雄市竹古場キルンの森公園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 80 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 9. 第 81 号議案 武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 81 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 10. 第 82 号議案 武雄市矢筈ダム広場設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 82 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 11. 第 83 号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 83 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 12. 第 84 号議案 武雄市下水道条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

第 84 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 13. 第 85 号議案 令和 5 年度武雄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

第 85 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 14. 第 86 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）を議題といたします。

第 86 号議案に対する質疑を開始します。

質疑通告がっておりますので、まずこれを許可したいと思います。

12 番 池田議員

池田議員／おはようございます。

86 号議案についてお尋ねをいたします。

まず、6 款 1 項 3 目 10 節の消耗品費、農業振興費の消耗品費ですね。

これ、石灰窒素の配布の分かなと思いますけれども、ジャンボタニシ対策のですね。

このことについて、まず、被害、そのジャンボタニシの被害をどのくらい把握されていて、まずこの要因が何だったのかというのを調べられたのかということと、まず、実施エリアの検討ですね、これをどのようにされたのか。

今年の水害のときも、市長、見られたと思いますけれども、北方のところですね、北方のエリアについては、一面、冠水というか、田植後にすぐつかうわけですね。

隣の田んぼだけその対策をして、隣の田んぼがしていなかったという場合には、ジャンボタニシさんが引っ越しするわけですね。

浸水をした場合にはですね、そういうことも考えてこのエリアの検討をされたのか、また、農業者といいますか、営農者、水稻農家の方とどのような意見交換をされて今回の実施に至ったのか、それと、その石灰窒素の効果ですね。

どのぐらいの効果があるのか、その辺の研究をされて御提案をされたのか。

次に、10 款 1 項 3 目 12 節の学校教育ビジョンデザイン業務委託料について質問をします。

今現在ですね、武雄市には教育大綱、そして、年度ごとに武雄市の教育というものが出されています。

このことについて、この教育ビジョンを策定された意図というか、この教育の方向はどのように取られているのか。

その、新たに教育ビジョンを策定される、その武雄の教育の方向性及び武雄市の教育との違いですね。

地域も含めたところで考えているという、地域の皆さんにその教育ビジョンを示すためというようなことを記者発表のときおっしゃられていましたけど、武雄市の教育との違いですね。武雄市の教育の中にもそれは盛り込まれているような気がするんですけども、そして、この委託業務ということになっておりますので、委託事業者をどのように選定するのか。

委託の内容ですね、もう丸投げなのか、ある程度、教職員の方々と武雄の教育をしっかりと詰めて、あと、印刷するだけの業務委託なのか、丸々、つくる段階からの委託なのか、そこについてお尋ねいたします。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／おはようございます。

議員様からの質問ですけど、まず、スクミリンゴガイの被害状況の把握ということで、令和 6 年度の被害状況につきまして、現在最終の調査中でございます。

10 月中をめどに把握できる見込みで、あわせて要因についても調査を行っておるところでございます。

それから、2 点目の実施エリアの検討でございますが、こちら、現在関係機関と協議を進めており、効果的な駆除ができるように検討をしているところでございます。

それと、農業者からの御意見ということですが、意見につきましては、市内の農政協議会、それから、生産組合連絡協議会、農業再生協議会等からの要望もあり、また、現地のほうにつきまして、被害状況の確認を、地元の農家さん及び J A の関係者で実施し、そちらのほうでも御意見を伺ってるところでございます。

それと、石灰窒素の効果でございますが、適正な散布をすることにより、90%以上の効果が見込めるとっております。

この適正散布につきまして、講習会等を通じて、正しい散布方法について説明をしていきたい。

また、様々な被害対策方法についても周知することで、被害拡大を防止していきたいと思っ

ております。

議長／古賀こども教育部長

古賀こども教育部長／おはようございます。

まず教育ビジョンでございますが、この教育ビジョンにつきましては、昨年度策定いたしました、武雄市教育大綱の方針の基本といたしまして、学校教育に関して、時代の変化に伴って必要となっている子供たち一人一人の主体的な学びへの転換や不登校や特別支援教室に多様な子供への支援など、いろんな取組を、現在武雄市として行っておりますが、これにつきまして、学校、保護者、そして地域の皆様への、この取組等について共通認識を持っていたくために、分かりやすく見える化をするものでありまして、新しく何かを定めたりというものではございません。

それから、この委託についてでございますが、委託内容につきましては、ビジョンの制作に当たってのデザイン制作とその印刷に係る分の委託でございます。

内容等につきましては、学校現場等、意見聴取をしながら、教育委員会の中で、内容については作成をする予定でございます。

委託事業者につきましては現在未定でございますが、金額的にも安価であるということも踏まえて、市内事業者で見積り等を取りながら決定をしていきたいと考えております。

議長／12 番 池田議員

池田議員／その石灰窒素の分ですね、これ、いつ、10 月に調査をかけて、交付されるということで、実施時期がいつ頃になるのか。

先ほど申し上げましたエリアの問題ですね。

もし、期間があれば、この石灰窒素、ジャンボタニシの駆除については早くから言ってきました。

ちょっと対応が遅いかなという感はあるのですが、いいことなので、もし期間があれば、その、先ほど言った、特に冠水地区ですね。

ここは地域というか、ブロックというか、で実施をしたほうが効果があるかなと私は思うので、その辺については、時間があれば検討をぜひ、する余地があると思いますが、そこについて、最後、お聞かせください。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／まず、配布時期につきましては、今年度中に計画をする予定でございます。

詳細につきましては、準備ができ次第、お知らせをしたいと思っています。

また、エリアにつきましても、議員よりありましたように、効果的な駆除ができるようにエリアの調整をしていきたいと、そのように思っております。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託いたします。

なお、付託区分につきましては、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 15. 第 87 号議案 令和 6 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）を議題といたします。

第 87 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 16. 第 88 号議案 令和 6 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 88 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 17. 第 89 号議案 令和 6 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 89 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 18. 第 90 号議案 令和 6 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 90 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 19. 第 91 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計決算認定についてから日程第 27. 第 99 号議案 令和 5 年度武雄市下水道事業会計決算認定についてまでの、以上 9 議案を一括議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。

田中会計管理者

田中会計管理者／おはようございます。

それでは、第 91 号議案から第 99 号議案までの令和 5 年度武雄市一般会計、特別会計、企業会計の決算認定について御説明いたします。

第 91 号議案の一般会計と第 92 号議案から第 97 号議案までの特別会計につきましては、一冊の決算書となっております。

歳入歳出決算書の 4 ページ、5 ページを御覧ください。

総括表の一番下の各会計の合計では、予算現額 686 億 1722 万 7000 円に対し、収入済額 665 億 4486 万 148 円、支出済額は 634 億 8538 万 7085 円で、歳入歳出差引額は 30 億 5947 万 3063 円となっております。

5 ページの一番右側の欄に記載しております各会計の歳入歳出差引額はプラスまたはゼロとなっております。

10 ページから 65 ページに第 91 号議案から第 97 号議案までの決算書を、70 ページから 347 ページに事項別明細書を掲載しております。

352 ページ、353 ページに実質収支に関する調書を掲載しております。

実質収支の状況はプラスまたはゼロとなっております。

358 ページ以降に財産に関する調書及び基金運用状況報告書を掲載しております。

なお、主要施策の成果及び予算執行の実績に関する報告書は別冊となっております。

企業会計につきまして、第 98 号議案で工業用水道事業会計を、第 99 号議案で下水道事業会計の決算認定となります。

いずれも、7 ページに収益的収入及び支出に関するもの、8 ページに資本的収入及び支出に関する決算報告書を掲載しております。

9 ページ以降に財務諸表をそれぞれ掲載しております。

以上で第 91 号議案から第 99 号議案までの令和 5 年度一般会計、特別会計、企業会計決算認定について説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／これより質疑を開始します。

質疑は区分して行います。

まず、第 91 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計決算認定に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 92 号議案から第 99 号議案までの以上 8 議案に対する一括質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第 91 号議案から第 99 号議案までの以上 9 議案は、議長及び監査委員を省く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 91 号議案から第 99 号議案までの以上 9 議案は、決算審査特別委員会に付託することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長については、武雄市議会の申合せ事項により、委員長に松尾副議長、副委員長に石橋議会運営委員長にお願いすることといたします。

日程第 28. 報告第 11 号 令和 5 年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告第 11 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

報告第 11 号は法令に基づいて報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 29. 報告第 12 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 12 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

報告第 12 号は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 30. 報告第 13 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 13 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

報告第 13 号は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 31. 報告第 14 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

質疑通告があつておりますので、まずこれを許可いたします。

12 番 池田議員

池田議員／報告第 14 号の専決処分の報告についてということで、競輪事業特別会計による納付延滞に係る損害賠償と書いてありますが、これは延滞金ということではよろしいのか。

それと、いろんなインボイスとか e-Tax とか、いろんなシステムが変わってきた中に、この通知というか、それが大きく変わったことによって、機を逸してなったのかですね、そこをちょっと。

それに対する再発防止策をどのように取られているのか。

これ、延滞金ということなので、元の額があると思うんですよね。

元の額ですね。

それについてちょっとお尋ねをします。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／それではまず、延滞金ということですけど、こちら延滞金ではございませんで、損害賠償金として利息を延滞税として納めておるところです。

それから、2 点目の遅延の理由みたいですが、国税庁のほうで令和 6 年 5 月より、社会全体の効率化や行政コスト抑制の観点から、e-Tax で申告した法人につきましては、納付書廃止の周知があつておりましたが、こちらのほうを確認できていなかったために、遅延となった状況でございます。

それから、再発抑止策でございますが、e-Tax を定期的を確認し、申告時期に税務署へ納付書の送付を依頼して、確実に支払い手続を行うようにしていきたいと思っております。

それから、本納税額につきましては 590 万 1,500 円になります。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

報告第 14 号は法令に基づいて報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。